

株 主 各 位

東京都板橋区板橋一丁目10番14号

株式会社東京カソード研究所

代表取締役社長 大久保 尚武

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月24日（木曜日）午後2時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階
池袋ステーションコンファレンス「Room1」
(別紙の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第57期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
議案 取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tclab.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会終了後、同会場において「2010年度経営方針説明会」を開催いたしますが、隣接会場での「株主懇談会」及び「株主総会ご来場記念品」のお渡しは、経費見直しのため今回も中止いたします。

(提供書面)

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、一昨年秋以降の金融危機に端を発した世界的不況から脱出しつつあるという見方がある半面、特に中国の景気刺激策に依存した景気回復の持続可能性について不確実な見方もあります。

電気・電子業界におきましても、各国の景気刺激策により海外企業の業績回復がみられたものの、国内においては長引く景気低迷により回復の兆しを模索しており、企業業績の回復は厳しい状況となりました。

このような状況下、当社グループは、「不確実な事業環境にも十分耐え得る企業体質」を作るべく、平成21年12月2日に公表いたしました「事業再編計画(概要)」に基づき、資本効率が相対的に悪く、景気変動の影響を大きく受け、他事業とのシナジーを見込めない「装置事業」及び「電子部品事業のモリブデン電極」の撤退と、長期安定した世界の寡占市場の中で半導体ロジック領域における確固たるシェアを築き、これまで蓄積してきた長年の技術・開発ノウハウを十二分に活かせる消耗品治具である「プローブカード事業」への資源の集中という方針を掲げ、事業再編を行ってまいりました。これにより、当社の財務体質の改善とあわせ、収益構造も大幅に変わり、当連結会計年度は、前連結会計年度と比べて大きく売上構成比が変化いたしました。

この結果、当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)の経営成績につきましては、売上高は6,204百万円(前期比46.8%減)、営業損失が1,202百万円(前連結会計年度は1,481百万円の営業損失)、経常損失が1,163百万円(前連結会計年度は1,567百万円の経常損失)となりました。また、モリブデン電極の撤退によるたな卸資産評価損762百万円、希望退職者募集に伴う特別退職金338百万円等特別損失が2,560百万円発生し、当期純損失として3,154百万円(前連結会計年度は2,674百万円の当期純損失)を計上することとなりました。

しかしながら、当第2四半期までは世界的経済不況の影響を受け前年同四半期と比べて損失が大幅に増加しておりましたが、事業再編やコスト削減といった一連の施策推進により当第3四半期からは利益構造の抜本的改善を確認することができました。特に、中核事業として再定義したプローブカード事業におきましては、当第3四半期から黒字化を果たすとともに黒字幅の拡大を達成するなど、全体として予定通りの進捗を確認することができました。

事業の種類別セグメントの業績とその要因は次のとおりであります。

【電子部品事業】

主力のモリブデン電極が高コストを理由に敬遠されることからその撤退を決めたこと、また、当社子会社である内田工業株式会社を清算したことにより、売上が計画通りに上げることができませんでした。半導体部品については、各半導体メーカーが部品のリサイクルを行ったことが影響し、新規部品の売上が伸び悩みました。

この事業の売上高は1,709百万円（前期比60.7%減）、営業損失は337百万円（前連結会計年度は47百万円の営業損失）となりました。

【プローブカード事業】

半導体市場は緩やかに回復が始まり、また、当社として一連の再編に伴う選択と集中を行なった結果、カンチレバー型プローブカードの売上が前第4四半期比81.8%増、垂直型プローブカードの売上が前第4四半期比30.2%増と確実な回復を見ることができました。

この事業の売上高は3,122百万円（前期比25.8%減）、営業損失は88百万円（前連結会計年度は253百万円の営業損失）となりました。

【A T E 事業】

市場の急速な悪化により更なる赤字の拡大が予想されていたA T E 事業につきましては、迅速な事業撤退が奏功し、当第1四半期に受注した国内及び韓国メーカーに対する主力製品であるL C Dオープン・ショート検査システムの売上分で利益を維持することができました。なお、本事業は平成21年8月に事業譲渡しております。

この事業の売上高は1,196百万円（前期比42.7%減）、営業利益は81百万円（前期比795.4%増）となりました。

【O V I S 事業】

市場の急速な悪化により更なる赤字の拡大が予想されたO V I S 事業は、その撤退を決めました。

この事業の売上高は176百万円（前期比82.9%減）、営業損失は223百万円（前連結会計年度は377百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループにおいて当連結会計年度中に実施しました設備投資の額は、68,090千円であり、そのうち主なものは、次のとおりであります。

当 社	6,219千円	生産機械装置
TOKYO CATHODE LABORATORY (GUANGZHOU) CO., LTD.	26,041千円	生産機械装置
株 式 会 社 北 光 電 子 工 業	15,651千円	生産機械装置
TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTD	5,075千円	生産機械装置

(3) 資金調達の状況

当社グループにおいて当連結会計年度中に実施しました資金調達の額は1,351百万円であり、銀行借入によるものであります。また、その内訳は運転資金であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第54期 (平成18年度)	第55期 (平成19年度)	第56期 (平成20年度)	第57期 (平成21年度)
売 上 高 (千円)	14,560,993	15,155,663	11,672,291	6,204,157
経 常 利 益 または 経 常 損 失(△) (千円)	1,019,075	793,808	△1,567,949	△1,163,920
当 期 純 利 益 または 当 期 純 損 失(△) (千円)	459,302	165,120	△2,674,236	△3,154,474
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△) (円)	82.44	28.95	△468.88	△553.08
総 資 産 (千円)	17,861,045	17,948,843	12,617,145	7,975,487
純 資 産 (千円)	8,831,480	8,688,995	5,730,171	2,581,468

(注) 1株当たり当期純利益または当期純損失の算出にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

(5) 対処すべき課題

中長期的な経営戦略に基づき、次の課題に鋭意取り組んでまいります。

(詳細は、平成21年12月2日「事業再編計画(概要)」のお知らせをご参照ください。)

①中核となる事業の基盤作り

プローブカード事業は、シリコンサイクルやクリスタルサイクルなどの景気に左右される事業ですが、装置を主軸とする事業に比べて受注から代金の回収までの投資効率が良く、自社能力や将来における永続性が高い半消耗治具であることから、この「プローブカード事業」を中核に置くことといたしました。

プローブカード事業のうち、カンチレバー型のプローブカードを中核事業における本命として位置付けて、成長に必要な資源となる「主要な利益をもたらす事業」に変革させるため1、2年を目途に早急に収益の柱としての基盤作りに集中・特化するよう図ってまいります。

②拡大事業の推進

プローブカード事業のうち、垂直型プローブカード、MEMS型プローブカードを拡大事業と位置づけ推進してまいります。

垂直型プローブカードは、カンチレバー型プローブカードによって収益の基礎をしっかりと確保した上で、中核となる事業と「同等以上」の収益をもたらす成長事業となるように、当社計画の第2段階として位置付けて、当社が得意とする微細加工や素材開発により製品の開発強化を行うとともに、新規取引先に対する拡販や、現時点でカンチレバー型プローブカードを販売する取引先へのアプローチにつなげられるように当社とのパートナーシップをより強固にする施策を行ってまいります。

MEMS型プローブカードについては、3年から5年の中期的成長事業と捉えたうえで慎重に議論を重ね、その時点での目標を超える利益を達成している場合に他の二種類のプローブカードと相対比較し、開発に踏み切るかを判断いたします。

当社は、市場に初めてMEMS型プローブカードを投入した米国フォームファクター社(NASDAQ上場)と一部製品について一昨年より販売代理店契約を結んでおります。当期はさらに、SOC用製品の販売・組立業務に係る提携契約を結び関係を強化しましたので、既存顧客からの要請に対しては米国フォームファクター社の製品の提供により対応してまいります。

(詳しくは平成20年11月17日付当社「米国フォームファクター社との代理店契約に関するお知らせ」及び平成21年12月2日付当社「米国フォームファクター社と業務提携に関するお知らせ」をご参照ください。) 今後も両社の良好な関係を強固にしつつ、顧客満足度の充実に努めてまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 北 光 電 子 工 業	北海道空知郡	20,000千円	100.0%	プローブカード事業 電子部品事業
株 式 会 社 ビーテックジャパン	東京都板橋区	60,000千円	100.0%	プローブカード事業
東 京 探 針 股 份 有 限 公 司	台 湾	40,000千 新台幣ドル	100.0%	プローブカード事業
TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTD	シンガポール	1,000千 シンガポールドル	100.0%	プローブカード事業
TOKYO CATHODE LABORATORY (H.K.) CO., LIMITED	香 港	10,000千 香港ドル	100.0%	プローブカード事業
TOKYO CATHODE LABORATORY (GUANGZHOU) CO., LTD.	中 国	17,500千 香港ドル	100.0%	プローブカード事業

(注) 内田工業株式会社は、平成22年3月29日付で解散いたしました。

③ 重要な業務提携の状況

相 手 先	契 約 内 容
Form Factor Inc. (米国カリフォルニア州)	プローブカードの業務に係る提携契約

(7) 主要な事業内容

(平成22年3月31日現在)

事業部門	主要製品
電子部品事業	電子管用部品（カソード、ヒーター）、蒸着用素子、CRT用部品、LCD表示用部品、CCFL用モリブデン電極、インプラネーション加工部品、エッチャー用アルミパーツ、シリコン電極等
プローブカード事業	IC用プローブカード、液晶駆動IC用プローブカード、垂直型プローブカード、OCプローブ、プローブピン等

(8) 主要な営業所及び工場

(平成22年3月31日現在)

当 社	東京都板橋区
	埼玉県比企郡
	熊本県阿蘇郡
	大阪府大阪市
株式会社北光電子工業	北海道空知郡
株式会社ビーテックジャパン	東京都板橋区
	埼玉県比企郡
東京探針股份有限公司	台湾（生産・販売）
TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTD	シンガポール（生産・販売）
TOKYO CATHODE LABORATORY (H. K.) CO., LIMITED	中国 香港（生産・販売）
TOKYO CATHODE LABORATORY (GUANGZHOU) CO., LTD.	中国 広州（生産）
	中国 上海（販売）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

(平成22年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
480名	309名減

(注) 従業員数が前連結会計年度末に比べ309名減少したのは、主としてA T E事業の事業譲渡及び希望退職者募集による人員減少並びに国内子会社1社の会社清算及び海外子会社1社の人員減少によるものであります。

② 当社の従業員の状況

(平成22年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
131名	109名減	41.3歳	12.3年

- (注) 1. 上記従業員数には、社外から当社への出向社員を含んでおり、当社から社外への出向社員は含まれておりません。
2. 従業員数が前事業年度末に比べ109名減少したのは、主としてA T E事業の事業譲渡及び希望退職者募集によるものであります。

(10) 主要な借入先

(平成22年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,303百万円
株式会社三井住友銀行	1,157百万円
株式会社日本政策金融公庫	622百万円
株式会社みずほ銀行	183百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(平成22年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 15,789,800株

(2) 発行済株式の総数

前期末 5,767,268株

当期中の増減 一株

当期末 5,767,268株

(3) 株主数 3,811名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
大 久 保 利 次 郎	453千株	7.95%
大 久 保 國 子	281千株	4.94%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	210千株	3.69%
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	200千株	3.51%
大 久 保 尚 武	190千株	3.33%
大 久 保 芳 枝	156千株	2.75%
大 久 保 有 希	109千株	1.92%
藤 代 弘	100千株	1.75%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	86千株	1.52%
山 田 忠 雄	76千株	1.34%

(注) 持株比率は、自己株式（63,806株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成22年3月31日現在)

区	分	株式会社東京カソード研究所 第2-1回新株予約権
発行決議の日		平成20年7月17日
新株予約権の数		30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり57,400円 (1株あたり574円)
権利行使期間		平成22年8月1日から 平成26年7月31日まで
当社役員 の保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	—
	社外取締役	—
	監査役	新株予約権の数： 30個 目的となる株式数： 3,000株 保有者数： 3名
新株予約権行使の条件		<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ・ 相続は認めない。 ・ 新株予約権の一部行使はできない。 ・ その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(平成22年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大久保 利次郎	
代表取締役社長	大久保 尚 武	
取 締 役	竹 本 雅 英	竹本容器株式会社相談役
常 勤 監 査 役	後 藤 人 三	
監 査 役	臼 田 浩 義	株式会社ポプラ社取締役会長
監 査 役	福 村 久 夫	ムサシノ機器株式会社及びボッシュパッキングテクノロジー株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役竹本雅英氏は社外取締役であります。
2. 監査役後藤人三氏、臼田浩義氏及び福村久夫氏は、社外監査役であり、かつ大阪証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役臼田浩義氏は、主計部門を所管する役員を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役福村久夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役野上美郎氏及び山中英嗣氏は、任期満了に伴い、平成21年6月24日付で退任いたしました。
6. 取締役矢野豊年氏は、ATE事業部長を担当しておりましたが、ATE事業の事業譲渡に伴い、平成21年7月31日付で辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	支 払 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	64,077千円 (1,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	13,800千円 (13,800千円)
合 計	9名	77,877千円

- (注) 1. 上記には、平成21年6月24日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）、及びA T E事業の事業譲渡に伴い平成21年7月31日付で辞任した取締役1名分を含んでおります。
2. 取締役の支払額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月26日開催の第54期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第43期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別の基準報酬額に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しております。各監査役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役会で決定した基準に従い算定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職状況と他の法人等との関係
取締役	竹本雅英	竹本容器株式会社相談役 当社は竹本容器株式会社との間に取引等の関係はありません。
監査役	臼田浩義	株式会社ポプラ社取締役会長 当社は株式会社ポプラ社との間に取引等の関係はありません。
監査役	福村久夫	ムサシノ機器株式会社社外監査役 ボッシュパッケージングテクノロジー株式会社社外監査役 当社は当該各会社との間に取引等の関係はありません。

(注) 当社は、竹本雅英氏の親族が代表を務めている株式会社プラスコとの間に取引関係があります。
その他、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との間に親族関係がある者はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取締役	竹本雅英	取締役会16回のうち11回出席（出席率68.8%） 平成21年6月24日に就任以降、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜発言を行っております。
監査役	後藤人三	取締役会19回のうちすべてに出席（出席率100.0%） 監査役会12回のうちすべてに出席（出席率100.0%） 取締役会の意思決定の適正性確保のために、適宜助言を行っております。
監査役	臼田浩義	取締役会19回のうち11回出席（出席率57.9%） 監査役会12回のうち9回出席（出席率75.0%） 当社の経理状況及び内部監査について、適宜提言を行っております。
監査役	福村久夫	取締役会19回のうち13回出席（出席率68.4%） 監査役会12回のうち9回出席（出席率75.0%） 専門的見地から、当社の経理状況について、適宜指摘を行っております。

(注) 当事業年度に開催された取締役会19回のほかに、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 公認会計士 桜友共同事務所
 監査責任者 公認会計士 肥沼栄三郎
 同 同 野中 信男

(注) 会計監査人井口勝氏は、当期中に死亡により退任しております。

- (2) 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29,700千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,700千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、当社と会計監査人との監査契約における報酬等の額は、監査責任者2名のほか監査従事者6名及びその他1名の合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、後記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と、解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、すべての社員及び役員の実行規律として、企業倫理規程及び企業行動憲章を定め、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための指針とする。

この体制の徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部及び外部の第三者を用いた役員教育等を行う。内部監査室は、管理本部と連携し、各部署のコンプライアンス状況について随時監査を行い、定期的に監査役及び代表取締役へ報告するものとする。

万一、コンプライアンス上に疑義のある行為が行われ、あるいは、その疑いのある行動に気づいた場合、相談及び直接情報提供を受ける窓口となる手段を構築することとする。また、通報内容は秘守するとともに、通報者に対して不利益とならないように配慮する。

また、社会生活の秩序や安全に脅威をあたえ、健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力とは一切関わりを持たない体制を整備し、それらによる不当な要求に対して、組織全体として毅然とした態度で対応する。

② 取締役会の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する事項

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令及び社内における文書管理規程、取締役会規程、稟議規程等に従い、文書または保存媒体に応じて適切かつ確実に保存を行うとともに、適正に管理するものとする。また、個人情報の管理については、個人情報保護規程に基づき厳格に管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクは常にどの部署においても発生するものと認識し、それぞれの担当部署において適宜リスク回避を行うことができるようにするため、経営危機管理規程に従い、管理体制の整備を進める。

また、法令の改正、事業環境の変化等に柔軟に対応すべく、取締役会においても速やかに対応責任者となるものを定める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は、取締役会において重要事項の決定及び執行役員が指示する業務執行状況の監査を行い、効率的に職務の執行が成されているかを検証する。
また取締役は、業務執行の階下組織である経営会議に出席し、業務執行の監督を行う。
業務の運営に関しては、年度計画に基づき各年度予算を立案し、また各部門においては、その目標達成に向けて具体的な戦略を立案・実行する。
- ⑤ 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、グループのセグメント別の事業責任者となる担当取締役を置き、法令遵守、リスク管理体制に関する構築と責任を持たせるとともに、本社管理本部と横断的なつながりを持ってこれを推進する。
業務の適正を確保する体制は、通常、内部監査規程、関係会社管理規程等により行い、担当取締役が適宜その適正を確認する。
海外子会社においては、現地の法令及び慣習を尊重して行う。
- ⑥ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会は、職務を補助するため監査役室を設置し、監査役室所属の社員に対して監査業務に必要な命令を下す権限を持つ。監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役室社員は、その命令に対し取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
当社は、経営会議で決議された事項、内部通報情報、内部監査状況、リスク管理に関する重要な事項等、監査役から監査に必要な事項としてこれらの説明を求められた場合は、速やかに、監査役または監査役会において報告を行う。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、年次監査計画の策定に当たり、会計監査人及び内部監査室と十分に調整を行い、監査の方法及び監査業務の役割分担について監査役会で決定するだけでなく、定期的に代表取締役、会計監査人と情報交換を行い、緊密な連携を保ち、監査の達成を図る。
また監査役は、監査業務を適切に遂行するため、監査役会規程に則り重要な会議等に出席し、また稟議書その他の重要な書類を閲覧し、取締役及び社員から監査業務に必要とされる報告を求めることができる。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

[I] 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、①長年にわたり蓄積された素材の基礎研究と加工技術、②製品を作り上げる中で育まれた信頼関係、③常にニーズを先取りし挑戦する独創的技術の研究開発力、並びに④優秀な人材の確保及び高度な技術力を育む体制の4点に集約されます。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、これらの当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

[II] 取組みの具体的内容

1. 当社の適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は創業以来、「全員一致協力により最良の製品を世に出して、最大ではなく最良の会社-Good Company-を目指す」を経営理念に掲げて、上記企業価値の源泉をもとに事業展開を推進し、発展してまいりました。

さらに、各事業のそれぞれの社員に対する社内教育プログラムを導入しております。これにより、『全員一致協力』して『最良の製品』を生み出すための当社の理想像を創り上げて『最良の会社』を目指すことは、企業価値・株主共同の利益の向上に大きく貢献するものと確信しております。

今後、時代の変革がますます加速されていく中で、当社は研究開発型企業の利点を活かしつつ、半導体分野とディスプレイ分野を両軸にさらなる研鑽を続け、お客様との強固な信頼関係を築いてまいります。

このために当社は、確実な成長を実現するための基軸として、当社内における経営指針として、平成20年度から平成22年度に係る中期3ヵ年経営計画『ネクストステージ』を策定しております。

当社はこの中期3ヵ年経営計画の基本方針として、プローブカード事業において生産効率と新開発品の投入による海外及び国内の新市場開拓を行い、収益の確実な黒字化を目指しております。そして具体的には、利益確保と資本効率の向上を図るべく、営業利益率10.0%及び株主資本利益率8.0%を実現することを目標に据えております。

中期3ヵ年経営計画における上記諸施策への積極的な取組みを足がかりに、当社は『最良の会社』へのステップを踏みしめつつ、さらに企業価値を向上させてまいります。

当社は、独立性のある社外監査役を含む監査役会が定例的に開催されるとともに、監査役は取締役会のみならず経営会議や重要な会議に出席し、必要に応じ取締役会に対する意見を述べ、業務執行を監督するとともにコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

このため当社は、第55期定時株主総会より、独立性のある社外取締役を選任いたしております。これにより、当社の経営の透明性をより高いものとしたします。

さらに当社は、内部統制システムの基本方針を定め、役職員等に対するコンプライアンス遵守に関する教育を実施し、内部統制の強化を図っております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、定款第40条の規定に基づき、平成20年6月25日に開催された第55期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

(1) 目的

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(2) 手続の設定

本プランは、当社株式等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記(1)の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

(3) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式等の買収を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(4) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される独立委員会（当社社外取締役1名、当社社外監査役1名及び社外の有識者1名から構成されます。）の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、実務上適切であると判断する場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができます。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

[Ⅲ] 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ 1. の取組み）について

上記Ⅱ 1. に記載した中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅱ 2. の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案（もしあれば）を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針及び証券取引所規則の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。また、本プランは、株式会社大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第10条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）を遵守し、かつ「JASDAQ等における株券上場廃止基準の特例」第2条（上場廃止基準）に規定する基準にも該当しません。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、定時株主総会において、本プランに係る委任決議がなされることにより導入されます。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

③ 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、社外取締役等から構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

- ④ 合理的な客観的要件の設定
本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- ⑤ 第三者専門家の意見の取得
買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。
- ⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと
本プランは、当社の株式等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告の記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率につきましては四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,562,861	流動負債	3,971,314
現金及び預金	2,243,961	支払手形及び買掛金	684,995
受取手形及び売掛金	1,544,863	短期借入金	2,855,727
有価証券	10,605	リース債務	29,226
商品及び製品	189,200	未払金	175,154
仕掛品	30,759	未払法人税等	78,694
原材料及び貯蔵品	493,284	その他	147,517
繰延税金資産	22,141	固定負債	1,422,704
未収入金	934,905	長期借入金	712,230
その他	118,385	リース債務	85,925
貸倒引当金	△25,245	退職給付引当金	551,407
固定資産	2,412,626	その他	73,142
有形固定資産	1,753,572	負債合計	5,394,019
建物及び構築物	655,673	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	365,029	株主資本	2,681,724
工具、器具及び備品	81,731	資本金	2,323,105
土地	550,342	資本剰余金	2,984,214
リース資産	100,794	利益剰余金	△2,553,062
無形固定資産	8,975	自己株式	△72,532
投資その他の資産	650,078	評価・換算差額等	△109,992
投資有価証券	286,405	その他有価証券評価差額金	△7,477
長期前払費用	26,493	為替換算調整勘定	△102,514
その他	410,164	新株予約権	9,736
貸倒引当金	△72,985	純資産合計	2,581,468
資産合計	7,975,487	負債純資産合計	7,975,487

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,204,157
売上原価	5,276,924
販売費及び一般管理費	927,232
営業外収益	2,130,180
受取利息及び受取配当金	4,350
補助金収入	48,563
替の差益	17,539
営業外費用	83,137
支払利息	89,350
シケートローン手数料	3,390
持分法による投資損失	2,724
その他損失	19,096
特別利益	114,562
固定資産売却益	148,894
投資有価証券売却益	25,167
事業譲渡益	300,000
保険解約返戻金	105,555
特別損失	579,617
固定資産売却損	142,408
投資有価証券評価損	236,853
減損損失	861,646
特別退職金	338,125
たな卸資産評価損	762,683
その他	219,101
税金等調整前当期純損失	2,560,819
法人税、住民税及び事業税	80,111
法人税等調整額	△70,758
当期純損失	9,352
	3,154,474

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成21年3月31日残高	2,323,105	2,984,214	601,411	△72,532	5,836,198
連結会計年度中の変動額					
当期純損失			3,154,474		3,154,474
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△3,154,474	-	△3,154,474
平成22年3月31日残高	2,323,105	2,984,214	△2,553,062	△72,532	2,681,724

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成21年3月31日残高	△3,463	△106,630	△110,094	4,067	5,730,171
連結会計年度中の変動額					
当期純損失					3,154,474
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△4,014	4,116	102	5,668	5,771
連結会計年度中の変動額合計	△4,014	4,116	102	5,668	△3,148,703
平成22年3月31日残高	△7,477	△102,514	△109,992	9,736	2,581,468

（注） 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7社
- ・ 連結子会社の名称 内田工業(株)
 (株)ビーテックジャパン
 (株)北光電子工業
 東京探針股份有限公司
 TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTD
 TOKYO CATHODE LABORATORY(H. K.)CO., LIMITED
 TOKYO CATHODE LABORATORY (GUANGZHOU) CO., LTD.

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称等 TCL Technologies, Inc.
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 2社
- ・ 会社等の名称 石家荘宝東電子有限公司
 MICRO HIGH TECH CO., LTD.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 会社等の名称 TCL Technologies, Inc.
 CRATTO INC.
 各社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法の適用会社の状況

決算日が連結会計年度と異なっており、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)ビーテックジャパン、東京探針股份有限公司、TOKYO CATHODE LABORATORY (SINGAPORE) PTE LTD、TOKYO CATHODE LABORATORY (H. K.) CO., LIMITED、及びTOKYO CATHODE LABORATORY (GUANGZHOU) CO., LTD.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております）

- ・時価のないもの

主として移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

主として月別総平均法による原価法及び個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械装置及び運搬具 2年～8年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア
- ・その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社並びに一部国外連結子会社は従業員の賞与支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

当社及び国内連結子会社並びに一部国外連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ翌連結会計年度から費用処理することとしております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より、「「退職給付に係わる会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これによる営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 … 金利スワップ ヘッジ対象 … 長期借入金

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定範囲内でヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他連結計算書類作成に関する重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

⑥ 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物及び構築物	531,681千円
土地	428,061千円
計	959,743千円

上記物件は、短期借入金（一年以内返済予定長期借入金）2,462,437千円、長期借入金403,970千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,290,582千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
(株)東京カソード研究所 (東京都板橋区)	遊休資産	建物及び構築物及び土地等	137,902
(株)東京カソード研究所 (大阪府大阪市)	遊休資産	建物及び構築物及び土地等	8,585
(株)東京カソード研究所 (埼玉県川越市)	遊休資産	建物及び構築物及び土地等	128,252
(株)東京カソード研究所 (熊本県阿蘇郡)	遊休資産	建物及び構築物、 土地、機械装置等	141,559
(株)東京カソード研究所 (長野県北佐久郡)	遊休資産	建物及び構築物及び土地等	55,071
(株)東京カソード研究所 (埼玉県比企郡)	遊休資産	機械装置及び運搬具等	81,540
内田工業(株) (北海道空知郡)	遊休資産	建物及び構築物、土地、 機械装置及び運搬具等	279,000
(株)北光電子工業 (北海道空知郡)	遊休資産	機械装置及び運搬具	29,734

当社グループは、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（861,646千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物302,718千円、機械装置及び運搬具188,309千円、工具、器具及び備品59,099千円、土地293,688千円、リース資産17,829千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については不動産鑑定評価額等により評価しております。

4. 連結株主資本等変動計算書関係

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	5,767千株	－千株	－千株	5,767千株
合計	5,767千株	－千株	－千株	5,767千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	63千株	－千株	－千株	63千株
合計	63千株	－千株	－千株	63千株

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にプロンプカードの製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、重要性の乏しいものであります。有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど5ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、重要性の乏しいものであります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年半後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の4か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(I) 現金及び預金	2,243,961	2,243,961	—
(II) 受取手形及び売掛金	1,544,863	1,544,863	—
(III) 投資有価証券	286,405	286,405	—
資産計	4,075,229	4,075,229	—
(IV) 支払手形及び買掛金	684,995	684,995	—
(V) 短期借入金	2,855,727	2,855,727	—
(VI) 長期借入金	712,230	694,393	△17,837
負債計	4,252,952	4,235,115	△17,837
(VII) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(I) 現金及び預金、(II) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(III) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から揭示された価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	23,205	25,274	2,068
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	34,190	25,451	△8,739
合計		57,396	50,725	△6,671

(IV) 支払手形及び買掛金、(V) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(VI) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(VII)(ii)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(VII) デリバティブ取引

(i) ヘッジ会計が適用されていないもの : 該当するものはありません。

(ii) ヘッジ会計が適用されているもの : ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価	当該時価の算定方法
金利スワップの特例処理(*)	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	337,500	337,500	334,603	—

(*)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(VI)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額124,371千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(III)投資有価証券」には含めていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	2,243,961
受取手形及び売掛金	1,544,863
合計	3,788,825

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

6. 賃貸等不動産関係

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社及び一部の連結子会社では、熊本県その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや工場（土地を含む）を有しております。平成22年3月期における当該賃貸等不動産の賃貸等の契約はなく、賃貸損益はありません。減損損失は167,453千円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価 （千円）
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
0	279,494	279,494	286,927

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、増加額（992,333千円）は事業撤退等により遊休資産となったものであり、主な減少額は売却（261,000千円）及び減損損失（444,406千円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行なったものを含む。）であります。

（追加情報）

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 450円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 553円08銭 |

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,720,781	流動負債	3,977,847
現金及び預金	1,651,718	支払手形	811,390
受取手形	44,625	買掛金	400,846
売掛金	1,518,061	短期借入金	2,003,497
有価証券	10,605	1年以内返済予定の長期借入金	594,900
商品及び製品	171,345	リース債務	29,226
仕掛品	6,551	未払金	58,415
原材料及び貯蔵品	359,965	未払費用	6,874
前払費用	3,827	未払法人税等	16,446
短期貸付金	16,829	預り金	17,818
未収入金	870,468	その他	38,432
その他の金	91,090	固定負債	1,295,091
貸倒引当金	△24,309	長期借入金	677,350
固定資産	2,330,842	リース債務	85,925
有形固定資産	1,160,061	退職給付引当金	526,614
建物	519,434	繰延税金負債	827
構築物	12,247	その他	4,374
機械及び装置	54,781	負債合計	5,272,938
車両運搬具	22	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	44,719	株主資本	1,776,396
土地	428,061	資本金	2,323,105
リース資産	100,794	資本剰余金	2,984,214
無形固定資産	7,793	資本準備金	2,984,214
ソフトウェア	2,259	利益剰余金	△3,458,390
電話加入権	5,534	利益準備金	478,125
投資その他の資産	1,162,987	その他利益剰余金	△3,936,515
投資有価証券	171,411	株式消却積立金	124,499
関係会社株式	529,285	別途積立金	1,450,000
出資金	10	繰越利益剰余金	△5,511,014
関係会社出資金	284,806	自己株式	△72,532
長期貸付金	250,700	評価・換算差額等	△7,446
破産更生債権等	65,109	その他有価証券評価差額金	△7,446
その他の	24,488	新株予約権	9,736
貸倒引当金	△162,824	純資産合計	1,778,685
資産合計	7,051,624	負債純資産合計	7,051,624

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,507,790
売上原価	4,853,520
売上総利益	654,270
販売費及び一般管理費	1,699,382
営業損	1,045,112
営業外収益	173,498
営業外費用	92,694
経常損	964,308
特別利益	
固定資産売却益	41,464
投資有価証券売却益	25,167
事業譲渡益	300,000
その他	13,255
特別損失	
固定資産除却損	5,956
固定資産売却損	15,469
減損	552,911
投資有価証券評価損	236,853
関係会社株式評価損	174,998
子会社整理損	69,211
特別退職金	225,526
たな卸資産評価損	692,748
その他	199,851
税引前当期純損	2,173,527
法人税、住民税及び事業税	18,371
法人税等調整額	△33,812
当期純損	2,757,948
	△15,440
	2,742,508

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金合計
					土地圧縮積立金	株式消却積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成21年3月31日残高	2,323,105	2,984,214	2,984,214	478,125	49,872	124,499	1,450,000	△2,818,379	△715,882
事業年度中の変動額									
土地圧縮積立金取崩			－					49,872	49,872
当期純損失			－					2,742,508	2,742,508
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			－		△49,872				△49,872
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△49,872	－	－	△2,692,635	△2,742,508
平成22年3月31日残高	2,323,105	2,984,214	2,984,214	478,125	－	124,499	1,450,000	△5,511,014	△3,458,390

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 子 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成21年3月31日残高	△72,532	4,518,904	△3,387	△3,387	4,067	4,519,584
事業年度中の変動額						
土地圧縮積立金取崩		49,872		－		49,872
当期純損失		2,742,508		－		2,742,508
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		△49,872	△4,059	△4,059	5,668	△48,263
事業年度中の変動額合計	－	△2,742,508	△4,059	△4,059	5,668	△2,740,898
平成22年3月31日残高	△72,532	1,776,396	△7,446	△7,446	9,736	1,778,685

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

・ 製品及び仕掛品

プローブカード及び装置

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

その他

月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・ 商品、原材料及び貯蔵品

月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

機械装置 2年～8年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

（会計方針の変更）

当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 … 金利スワップ

ヘッジ対象 … 長期借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物及び構築物	531,681千円
土地	428,061千円
計	959,743千円

上記物件は、短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金）2,462,437千円、長期借入金403,970千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,293,619千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	267,995千円
長期金銭債権	250,700千円
短期金銭債務	582,362千円
長期金銭債務	4,374千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引

① 売上高	227,436千円
② 仕入高等	1,711,376千円
③ 営業取引以外の取引高	479,411千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
(株)東京カソード研究所 (東京都板橋区)	遊 休 資 産	建物及び構築物及び土地等	137,902
(株)東京カソード研究所 (大阪府大阪市)	遊 休 資 産	建物及び構築物及び土地等	8,585
(株)東京カソード研究所 (埼玉県川越市)	遊 休 資 産	建物及び構築物及び土地等	128,252
(株)東京カソード研究所 (熊本県阿蘇郡)	遊 休 資 産	建物及び構築物、 土地、機械装置等	141,559
(株)東京カソード研究所 (長野県北佐久郡)	遊 休 資 産	建物及び構築物及び土地等	55,071
(株)東京カソード研究所 (埼玉県比企郡)	遊 休 資 産	機械装置及び運搬具等	81,540

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（552,911千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物150,718千円、機械装置及び運搬具31,575千円、工具、器具及び備品59,099千円、土地293,688千円、リース資産17,829千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については不動産鑑定評価額等により評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普 通 株 式	63	—	—	63

5. 税効果会計に関する事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	210,645
投資有価証券評価損	255,997
棚卸資産評価損	348,847
会員権等評価損	53,165
貸倒引当金	72,538
繰越欠損金	1,314,336
減損損失	221,164
子会社整理損	159,684
その他	140,627
評価性引当額	△2,777,008
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	△827
繰延税金負債合計	△827
繰延税金負債の純額	△827

6. リース取引に使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	16,100千円	13,188千円	2,911千円
車両運搬具	28,041千円	18,210千円	9,830千円
工具、器具及び備品	92,755千円	81,094千円	11,661千円
計	136,896千円	112,493千円	24,403千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

一年内	20,103千円
一年超	5,747千円
合計	25,851千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額

支払リース料	33,775千円
減価償却費相当額	30,917千円
支払利息相当額	1,634千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等並びに当該会社等の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等並びに当該会社等の子会社	株式会社プラスコ	北海道空知郡	30,000	製造業	—	—	—	不動産売却	125,525	—	—

(注) 1. 株式会社プラスコは、社外取締役竹本雅英氏及びその親族が議決権の過半数以上を保有している竹本容器株式会社の子会社であります。

2. 上記の取引金額には、消費税等が含まれておりません。

3. 不動産の売却価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	310円15銭
(2) 1株当たり当期純損失	480円85銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年5月24日

株式会社東京カソード研究所
取締役会 御中

公認会計士 桜友共同事務所
公認会計士 肥 沼 栄三郎 ㊞
公認会計士 野 中 信 男 ㊞

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京カソード研究所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京カソード研究所及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月24日

株式会社東京カソード研究所
取締役会 御中

公認会計士 桜友共同事務所

公認会計士 肥 沼 栄三郎 ㊞

公認会計士 野 中 信 男 ㊞

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京カソード研究所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 取締役会決議に基づく内部統制システムの体制整備は、推進及び継続的な改善が図られて
いるものと認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行につ
いても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である公認会計士桜友共同事務所の公認会計士肥沼栄三郎氏及び公認会計
士野中信男氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である公認会計士桜友共同事務所の公認会計士肥沼栄三郎氏及び公認会計
士野中信男氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年 5月25日

株式会社東京カソード研究所 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	後 藤	人 三 ㊟
社外監査役	臼 田	浩 義 ㊟
社外監査役	福 村	久 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役竹本雅英氏が辞任すること、また、経営体制の強化を図ることを理由に、新たに取締役3名を増員することとし、選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職状況	所有株式数
1	やまなか ひでつぐ 山中 英嗣 (昭和48年2月17日生)	平成10年4月 日本高速通信株式会社(現KDDI株式会社)入社 平成11年4月 英国国立ロンドン大学経営大学院新規事業開発担当コンサルタント 平成13年3月 グローバルタスクフォース株式会社設立 代表取締役社長(現任) 平成20年6月 当社社外取締役就任 平成21年6月 当社社外取締役退任 (現在に至る) [他の法人等の重要な兼職状況] グローバルタスクフォース株式会社代表取締役社長	一株
2	のうだ まさゆき 能田 正行 (昭和24年4月13日生)	平成4年5月 株式会社フォトンダイナミクス入社 平成12年11月 同社取締役副社長 平成15年11月 同社代表取締役社長 平成21年6月 当社入社 当社OVI S事業部執行役員 平成22年2月 当社プロブカード事業部執行役員 (現在に至る) [他の法人等の重要な兼職状況] 該当事項はありません。	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職状況	所有株式数
3	あおいみちかず 青井倫一 (昭和22年2月16日生)	昭和51年4月 慶応義塾大学ビジネス・スクール助手 昭和55年4月 同大学大学院経営管理研究科助教授 平成2年4月 同研究科教授 平成13年10月 同研究科委員長兼ビジネス・スクール校長 平成17年10月 同研究科教授 (現在に至る) [他の法人等の重要な兼職状況] 該当事項はありません。	一株

(注) 1. 取締役候補者山中英嗣氏は、グローバルタスクフォース株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は、同社との間に取引関係はありません。その他、各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 青井倫一氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者選任理由について

青井倫一氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はないものの、慶応義塾大学大学院経営管理研究科委員長兼ビジネススクール校長を務められるなど、経営に関して卓越した学識をお持ちであるため、社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと考え、選任するものであります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

青井倫一氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款28条第2項の規定に基づき、責任限定額を500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

(3) その他

当社は、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入しておりますが、青井倫一氏の社外取締役選任議案が承認された場合には、同氏に独立委員会の委員としても就任いただく予定であります。また、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員にも就任いただく予定であります。

以上